

個人住民税は
特別徴収で
納めましょう

法律で定められています

個人住民税の特別徴収を わかりやすく解説します!

年中
給與
期限
の
み
が
あ
る
こ
の
こ
と
あ
る
個
人
と
所
得
税
徴
収
該
市
情
に

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定により特
別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しう。特
徴収の場合には、当該年度の初日において同条の納税
義務者に対して給与の支払をする者、他の市町村内に
おいて給与の支払をする者を含む。このうち所得税法
第百八十三条の規定により給与の支払をする際所得税
を徴収して納入する義務がある者は当該市町村の条例
により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させ
なければならない。この場合においては、当該市町村
の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法
によつて徴収すべき給与に係る所得割額及び均等割
額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により
特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与と所得

② 地方税法第321条の4

個人住民税 特別徴収の チエブクロウ先生

事業主(給与支払者)は全ての従業員の給与から
個人住民税を引き去り(特別徴収)により納める義務があります。
特別徴収についてみなさまにもっとご理解いただけますよう、
このパンフレットを通じて説明していきます。



そもそも、
特別徴収って何?
知らないよ!
P4のQ1へ



特別徴収って
しなくちゃ
いけないの?
P4のQ2へ

さあ、先生がみんなの
疑問に答えていくぞ!



個人住民税 特別徴収の
チエブクロウ先生



従業員は家族だけ
だから特別徴収し
なくていいよね?
P4のQ3へ



パートやバイトは
普通徴収で
いいのよね?
P4のQ4へ



どんなときに
特別徴収しなけれ
ばならないの?
P5のQ6へ



従業員が少ない
から普通徴収しか
やってないよ!
P4のQ5へ

従業員の就退職が
多くて、どうやって
いいかわからない!
P5のQ9へ



特別徴収の
メリットって何?
P5のQ7へ



従業員から普通
徴収で納めたいと
言われますが…
P5のQ10へ

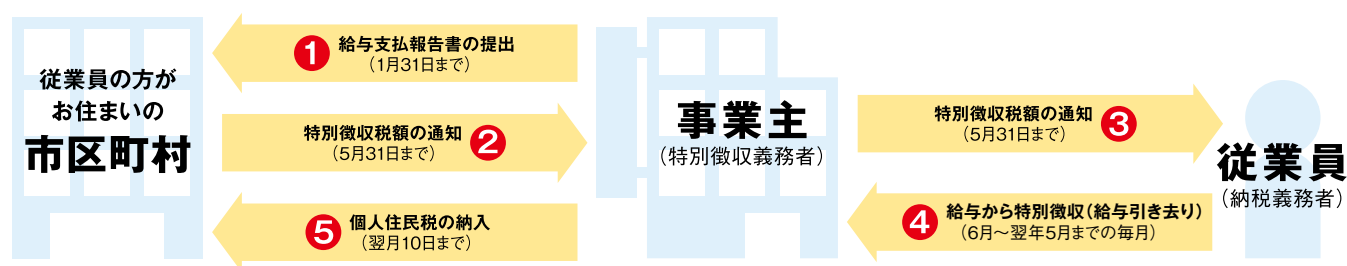
個人住民税 特別徴収の概要



個人住民税の特別徴収とは？

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、**毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入**していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**全ての従業員**について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収制度のしくみ



用語の解説

- 個人住民税とは、**市町村民税**と**道府県民税**を併せた**地方税**のことです。
- 給与引き去り（給与天引き）による納入を「**特別徴収**」といいます。
- 「特別徴収」以外に、市町村から送付される納税通知書で個人が納付する方法を「**普通徴収**」といいます（年4回）。
- 従業員には、**短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含みます。**



個人住民税 特別徴収 Q&A

Q₁
A

特別徴収とは何ですか？



まずは、用語の定義じゃな。



個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。

Q₂
A

特別徴収はしなくてはいけないのですか？



実は、義務なんじゃ。



所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び市区町村条例）により**義務づけられています**。

Q₃
A

従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いのでしょうか？



家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

Q₄
A

従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？



全ての従業員なんじゃ。



原則として、アルバイト、パート、役員等**全ての従業員から特別徴収**する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等

Q₅
A

従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？



少なくとも特別徴収じゃ！



しなければなりません。ただし、**従業員（納税義務者）が常時10人未満**の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

Q₆
A

どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？



従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主（給与支払者）は原則として特別徴収しなければなりません。

Q₇
A

特別徴収するメリットはあるのですか？



- ①事業主（給与支払者）は、個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、所得税のように事業主（給与支払者）が税額を計算したり**年末調整をする手間はかかりません**。
- ②従業員（納税義務者）は、**金融機関に出向いて納税する手間が省け**、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて**1回あたりの納税額が少なく**てすみます。

Q₈
A

事業主（給与支払者）が特別徴収した個人住民税は、従業員（納税義務者）が住んでいる市町村ごとに納入しないといけませんか？

個人住民税は、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入する必要があります。金融機関で納入する場合は、市町村から送付された納入書により納付することが出来ます。なお、指定金融機関以外の金融機関から納付する場合は手数料がかかる場合があります。

Q₉
A

従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっているが…



事業主（給与支払者）が特別徴収義務者となることは、法令（地方税法第321条の4）に定められています。**事務が繁雑であることを理由に普通徴収とすることはできません**。



Q₁₀
A

従業員から普通徴収で納めたいと言われるが…



所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員（納税義務者）の希望により**普通徴収を選択することはできません**。



具体的な手続き

意外に簡単じゃろ。



基本的な手続きの流れ

STEP

①

給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「**給与支払報告書**」を、給与の支払いを受けている方が**1月1日現在お住まいの市町村**に提出する必要があります。また年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

※給与支払報告書はeLTAX(エルタックス)によりパソコンから電子申告がご利用いただけます。
eLTAX(エルタックス)に関する情報はこちらのホームページをご覧ください。 <http://www.eltax.jp/>

【給与支払報告書：省令様式】

給与支払報告書(個人住民税用)		給与支払報告書(法人住民税用)	
市区町村	住所	市区町村	住所
支払を受ける者	支払金額	支払金額	支払金額
種別	内	子	円
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
個人番号又は法人番号	住所(国、都道府県、市町村)	個人番号又は法人番号	住所(国、都道府県、市町村)
氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称



STEP

②

特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から事業主(特別徴収義務者)あてに「**特別徴収税額決定通知書**(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(給与引き去り)を開始してください。

STEP

③

納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収(給与引き去り)した月の**翌月10日**です。
この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

※納入できる金融機関は、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村にお問い合わせください。なお、指定金融機関以外では手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

その他の手続き

税額の変更通知

従業員（納税義務者）の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更通知書」が送付されますので、その通知に従って特別徴収する税額を変更してください。

退職・休職者の徴収方法

① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員（納税義務者）から直接納付していただきます。

従業員（納税義務者）から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収していただきます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については①とは違い、法令（地方税法第321条の5第2項）により特別徴収できなくなった残りの税額については、元の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、従業員（納税義務者）の申し出がなくても5月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収により納入していただく必要があります。

異動届などの提出

退職や休職または転勤等により従業員（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村に「異動届」を提出する必要があります。

納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入いただくことになっていますが、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業主（給与支払者）に限り、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます。

※各期間のうち、承認を受けた日が属する期間については、その日が属する月から当該期間の最終月までの期間

退職所得が支払われる場合の個人住民税の特別徴収について

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入することとされております。納入すべき市町村は、退職手当の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村です。

関係法令

地方税法第321条の3

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないとき認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第三百十七条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することと認めないとき認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三百二十一条の七の二第一項に規定する高齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金に係る所得以外」とする。

地方税法第321条の4

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)(うち所得税法第百八十三条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(同条第四項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。))を特別徴収の方法によつて徴収する旨(第七項及び第八項において「通知事項」という。))を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

2 市町村長が前項後段の規定により特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日までにしなければならない。

3 第三百十七条の六第一項の規定により提出すべき給与支払報告書が同項の提出期限までに提出されなかつたことその他やむを得ない理由があることにより、市町村長が前項に規定する期日までに第一項後段の規定による通知をすることができなかつた場合には、当該期日後において当該通知をすることを妨げない。ただし、次条第一項の規定により当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間において給与所得に係る特別徴収税額を徴収することが不適当であると認められる場合には、この限りでない。

4 第一項の場合において、同一の納税義務者に対して給与の支払をする者が二以上あるときは、市町村は、当該市町村の条例によりこれらの支払をする者の全部又は一部を特別徴収義務者として指定しなければならない。この場合において、特別徴収義務者として二以上の者を指定したときは、給与所得に係る特別徴収税額をこれらの者が当該年度中にそれぞれ支払うべき給与の額に按分して、これを徴収させることができる。

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第百八十三条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。))を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日(その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日)までに、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

6 第一項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。

7 市町村長は、第一項又は第五項の規定により指定した特別徴収義務者の同意がある場合には、第一項後段(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。))の規定による当該特別徴収義務者に対する通知に代えて、通知事項を電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。))を使用する方法として総務省令で定める方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

8 前項の規定による通知事項の提供が行われたときは、第一項後段の規定による通知があつたものとみなして、次条第一項及び第三百二十一条の六第一項の規定を適用する。

地方税法第321条の5

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第三百二十一条の五 前条の特別徴収義務者の場合、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額(前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第三項において同じ。))は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者にお支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。

4 前条の規定により、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合には、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定した当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。

5 市町村の指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第三百二十六条第一項の規定の適用については、当該特別徴収義務者が給与所得に係る特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付して納入金の払込みをした時において当該市町村に納入金の納入があつたものとみなす。

地方税法第321条の5の2

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第三百二十一条の五の二 第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この項において「事務所等」という。))につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払つた給与について前条第一項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。前条第二項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

2 前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関し必要な事項は、政令で定める。

地方税法第321条の6

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第三百二十一条の六 市町村長は、第三百二十一条の四第一項から第三項まで(同条第六項において同条第一項後段の規定を準用する場合を含む。))の規定により給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

2 前項の場合においては、第三百二十一条の四第七項及び第八項の規定を準用する。この場合において、同項中「次条第一項及び第三百二十一条の六第一項」とあるのは、「第三百二十一条の六第三項」と読み替えるものとする。

3 特別徴収義務者が第一項の通知を受け取つた場合には、その通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額は、同項の規定により変更された額に基づいて、当該市町村長が定めるところによらなければならない。

地方税法施行規則第9条の5

(特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出義務)

第九条の五 法第三百二十一条の五第三項に規定する届出書は、同条第二項の事由が発生した日の属する月の翌月の十日までに提出しなければならない。ただし、当該事由が四月二日から五月三十一日までの間に生じた場合における当該事由が生じた者に係る市町村民税を当該年度から新たに特別徴収の方法によつて徴収すべき市町村の長に対する当該届出書の提出は、法第三百二十一条の四第一項後段の規定による通知のあつた日の属する月の翌月の十日までとする。

所得税法183条

(源泉徴収義務)

第百八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。))の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 法人の法人税法第二条第十五号(定義)に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

具体的な手続きに関するお問い合わせは、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村の個人住民税(特別徴収)担当課までお問い合わせください。
制度に関するお問い合わせは、都道府県・市町村の個人住民税(特別徴収)担当課までお問い合わせください。